

## 社会福祉法人 双葉会 役員等報酬規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人 双葉会（以下「当法人」という）の、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### 第2条

#### (役員等の報酬)

第2条 役員等に対しては、職務執行の対価として、次のとおり報酬を支給する。ただし、法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、報酬は支給しない。

#### (1) 常勤の役員等

別表1に定める額とする。

#### (2) 非常勤の役員等

別表2に定める額とする。

### (旅費)

第3条 役員等が法人業務のため出張する場合は、「社会福祉法人 双葉会 児童養護施設等旅費規程」に定める旅費を支給する。なお、日当及び宿泊料は施設長区分を適用する。

### (報酬等の支給日)

第4条 第2条第1項第1号については、毎月25日（金融機関の休業日に当たる場合は、その前営業日）に支給する。

2 第2条第1項第2号については、業務にあたった都度遅延なく支給する。

3 第3条については、出張前に支給する。

### (報酬等の支給方法)

第5条 報酬及び旅費は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の同意があるときは、本人の指定する本人名義の金融機関口座へ振込む方法によることができる。

2 報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった替金等を控除して支給する。

### (公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### (改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第8条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする

附則 この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附則 この規程は、令和2年2月12日から施行する。

別表第1 (常勤役員等の報酬)

役職	役員報酬額
理事長	月額 600,000 円
常勤理事	月額 530,000 円

別表第1 (非常勤役員等の報酬)

1 評議員

	日 額
評議員会への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

2 理 事

	日 額
理事会への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円

3 監 事

	日 額
監事監査等への出席	7,000 円
理事会等会議への出席	7,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	10,000 円